⑭　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑮　受注者の責により、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点するものとする。

⑯　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表するものとする。

⑰　本案件は、資料の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadashi Kitamura, Director of Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Section 1 of the Shirogane Bridge, Yubari Shuparo Dam

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2 : 00 p.m. 24 December 2010

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 a.m. 21 February 2011 (tenders brought with 10 : 00 a.m. 21 February 2011 or submitted by mail 10 : 00 a.m. 21 February 2011)

⑹　Contact point for tender documentation : Chiharu Yoshimura, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of River, Products and Services Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, North 2, West 19, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060―8506, Japan TEL 011―611―0309 ext. 3244

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年11月24日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　青山　俊行

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　胆沢ダム放流設備新設工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　岩手県奥州市胆沢区若柳地内

⑷　工事内容

①　主ゲート製作据付　１門　形式：ジェットフローゲート（下端部切り欠き型）口径：φ2,400㎜

②　副ゲート製作据付　１門　形式：高圧スライドゲート（円形底部戸溝なし型）口径：φ2,400㎜

③　放流管製作据付　１式

④　付属設備製作据付　１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成25年２月12日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材約270ｔ

⑺　工事実施形態

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照　http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）

②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。

③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑤　本工事は、構造の細部等の設計を工事で実施する詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成７年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として製作・据付し、完成・引渡しが完了したダム用水門設備工事における下記①又は②の何れかの要件及び③の要件を満たす機械設備工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　１門当りの通水路断面積が2.3㎡以上のジェットフローゲートの施工実績。

②　１門当りの通水路断面積が3.3㎡以上の高圧スライドゲート、ホロージェットバルブ、フィックストコーンバルブ、コーンスリーブバルブのいずれかの施工実績。

なお、①又は②に関して「施工実績」とは、ゲート本体・開閉装置・操作制御設備の１式を製作据付した工事の施工実績をいう。

③　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成７年４月１日以降に、元請けとして製作・据付し、完成・引渡しが完了したダム用水門設備工事における下記㋐又は㋑の何れかの要件及び㋒の要件を満たす機械設備工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。